

令和6年度における中小企業基盤整備機構の中小企業者に関する契約の方針

令和6年8月

中小企業基盤整備機構

中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和6年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

中小機構は、令和6年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として65%、金額が約36億円になるように目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの契約実績を上回るように努め、概ね4%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札等による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 情報提供

官公需法第9条の規定に基づき、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他の必要に応じて協力を行うものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

中小機構本部、各地域本部、東京校の調達部門（以下「調達部門」という。）の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する競争参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

4 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

5 分離・分割発注の推進

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

6 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

7 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

一括調達又は共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

8 知的財産の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ

版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

9 同一資格等級区分内の者における競争の確保

一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者に参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

10 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

11 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

調達部門において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、各調達部門の地域内中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

12 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

13 中小石油販売業者に対する配慮

災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の拠点となる病院や避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、平時においても、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができるものとする。

14 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金額の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の实勢価格や需要の状況等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

1 5 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

契約後において、清掃、警備、洗濯、施設管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

1 6 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

物件及び役務の契約について、契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

上記の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

1 7 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適切ではないことに留意するものとする。

1 8 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

19 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1と同様の配慮に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

中小機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

(2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

(3) 地方自治法第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）等の受注の機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等、その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

調達担当部門の職員を「官公需相談窓口の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、中小機構の全ての部門（本部、地域本部、東京校等）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、中小機構本部に推進本部を設置する。推進の構成員は、財務部調達・管理課長を長とし、各地域本部及び東京校の契約担当課長とする。推進本部は、方針の策定、実績及び課題の把握等を業務とする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達部門に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。